

食料・農業・農村基本計画 骨子（案）の概要

資料 7

- 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和6年6月5日施行）。
- 改正基本法で定める**基本理念（食料安全保障の確保、農業の持続的な発展、環境と調和のとれた食料システムの確立、多面的機能の発揮、農村の振興）の実現**を図る観点から、**5つのテーマ**（①我が国の食料供給、②輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）、③国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム、④環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮、⑤農村の振興）を設定。



食料・農業・農村基本計画（食育の推進パート）の検討状況

- 食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたものである。
- おおむね5年ごとに変更することとされており、令和7年3月に次期食料・農業・農村基本計画を閣議決定予定。
- 食料・農業・農村政策審議会企画部会（令和7年1月22日開催）にて、骨子案が示されたところ。

Ⅵ 国民理解の醸成

第117回食料・農業・農村政策審議会企画部会資料抜粋（2025.2.5開催）

1 食育の推進

（学校等での食育の推進）

- ・関係省庁が連携して、学校と地域の連携・協力関係を強化し、学校給食における地場産物や有機農産物の活用の更なる促進を図るほか、給食以外の時間においても、朝食やバランスの良い食生活の重要性等の食に関する指導や農林漁業教育の推進などを通じ、食や農林漁業について学ぶ機会を充実させる。

（大人の食育の推進）

- ・若者、中高年、高齢者等各世代の健全な食生活の実現に向けた課題を整理し、認識の共有を図るとともに、消費者に直接働き掛ける食品事業者（外食・中食事業者を含む。）等による食育活動、食生活の改善につながる商品の展開や、職場における従業員等への食育等を推進する。

（食卓と農の現場の距離を縮める取組の拡大）

- ・食卓と農の距離を縮めることにつながる農林漁業体験機会の提供のほか、産直活動などの生産者と消費者が直接つながる取組を強化する。
- ・生産者と消費者との結びつきの強化、国産農産物の消費拡大、環境への負荷の低減等に寄与する地産地消について、地域の実情に応じた取組等の情報を発信しつつ、消費者が日本の食や農を知り、触れる機会の拡大を図る取組を支援する。

（行動変容に向けた気運の醸成等）

- ・国や地方公共団体等における食育推進体制の更なる充実や学校、企業、生産者等の様々な主体を巻き込んだ産学官連携による新たな体制の構築、ボランティアなどの食育を進める人材の育成・拡大を図る。